

障がい者スポーツ団体活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大分県障がい者スポーツ協会会長（以下「会長」という。）は、障がい者スポーツを奨励し、障がいのある方の健康と体力の維持増進を図るとともに社会参加を促進するため、予算の定めるところにより、障がい者スポーツ団体等の行う取組に対して補助金を交付するものとし、その交付についてはこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「障がい者スポーツ団体等」とは、大分県内における障がい者スポーツ競技を統括する団体として大分県内に事務局を有する団体を指す。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 この補助金の対象となる経費及びその額は次のとおりとする。

補 助 対 象 経 費	補助率及び上限額
(1) 県大会を実施するに要する次に掲げる経費 1 謝礼費（審判員に支払う謝金） 2 旅費交通費（審判・役員交通費実費、宿泊費） 3 食糧費（茶菓代、弁当代） 弁当代は審判・役員のみ。選手の飲食代は、対象外。 4 会場使用料 5 設備費 6 通信運搬費（郵便送料、電話通信料） 7 消耗品費（事務用品、消耗品、大会用具・資材等の購入費用） 8 賞品費（メダル、賞状、楯代） 9 印刷製本費（印刷代、大会資料代） 10 役務費（傷害保険料、手話通訳代、振り込み手数料等）	10/10 ただし1大会あたり 5万円以内
(2) 九州大会等（西日本・全国大会を含む）派遣に要する次に掲げる経費 1 参加費 2 旅費交通費（交通費実費、駐車場代、車両借上げ代、宿泊費） 3 通信運搬費（郵便送料、電話通信料） 4 消耗品費（事務用品、消耗品） 5 役務費（傷害保険料、手話通訳代、振り込み手数料等）	10/10 ただし予算の範囲内

(3) 競技力向上を目的とした練習会の開催や県外への遠征等に要する次に掲げる経費	
1 謝礼費（練習会の指導者に対する謝金）	10 / 10
2 旅費交通費（練習会の指導者に対する謝金、県外遠征等に係るバス借上げ代等）	ただし1競技あたり 8万円以内
3 消耗品費（練習会及び県外遠征等に係る選手等の飲料代等必要な消耗品）	
4 会場使用料（練習会及び県外遠征等に係る使用料）	
5 競技用具等購入費	
6 その他練習会及び県外遠征等に必要と認められる経費	

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、会長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業所要額調書（第2号様式）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 収支予算書（第4号様式）
- (4) その他会長が必要と認める書類

（補助条件）

第5条 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 次の要件を満たす事業が実施されること。

ア 共通事項

- (ア) 県段階で組織された団体であり、県内障がい者スポーツ競技を統括し、規約に基づき安定した活動が行われていること。
- (イ) 基本的に会員の会費により運営が行われていること。

イ 県大会の実施

- (ア) 補助対象大会は原則として年1回とする。
- (イ) 地域の障がいのある方が参加しやすいように配慮されていること。
- (ウ) 補助する県大会は、原則として、障がい児・者30人以上又は4チーム以上が参加する大会であること。ただし、全国障害者スポーツ大会正式競技であり、大分県障がい者スポーツ大会として開催する競技については、この限りではない。

ウ 九州大会等（西日本及び全国規模の大会を含む）の遠征

- (ア) 補助対象大会は原則として年1回とする。
- (イ) 参加選手及び役員は、適切な方法により選出された大分県代表として参加するものが望ましい。

エ 競技力向上を目的とした練習会の開催や県外への遠征等

(ア) 練習会及び県外遠征等は、競技力向上に資すると判断できる内容であること。

(イ) 活動年度当初に、団体として掲げる「活動目標」を設定し、目標に則した活動内容であること。

(ウ) 補助については、原則として年1回とする。

(2) 補助事業の内容、経費の配分の変更（会長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第5号様式）を会長に報告し、その承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、会長の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告し、その指示を受けること。

(5) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

2 会長の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

(2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

（補助金の交付決定の通知）

第6条 会長は、補助金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第7条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から起算して15日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

（補助金の交付方法）

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、会長が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第9条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第7号様式）により行うものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業を行う者は、補助事業が完了したときは、補助金実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して3

0日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、会長に提出しなければならない。

- (1) 補助金精算書（第9号様式）
- (2) 補助事業実績書（第10号様式）
- (3) 収支決算（見込）書（第11号様式）
- (4) その他会長が必要と認める書類（領収書の写し、大会結果）

（補助金の額の確定通知）

第11条 会長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（第12号様式）により通知するものとする。

（書類の提出部数等）

第12条 この要綱の規定により、会長に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に会長が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和5年度の予算に係る障がい者スポーツ団体活動支援事業費補助金から適用する。

第1号様式（第4条関係）

年度障がい者スポーツ団体活動支援事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

大分県障がい者スポーツ協会
会 長 殿

(申請者住所)

(申請者名)

会長

印

年度において、下記のとおり障がい者スポーツ団体活動支援事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、障がい者スポーツ団体活動支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業目的

(1) 県大会開催費	円
(2) 九州大会等派遣費	円
(3) 地域活動支援費	円
計	円

2 事業完了予年月日 年 月 日

2 添付書類

- (1) 補助事業所要額調書（第2号様式）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 収支予算書（第4号様式）
- (4) その他会長が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

年度障がい者スポーツ団体振興事業費所要額調書

（単位：円）

	対象経費の 支出予定額 A	寄付金 その他の収入 B	差引額 (A - B) C	補助所要額 D	補助交付申請額 E
県大会開催費					
九州大会等派遣費					
地域活動支援費					
計					

第3号様式（第4条関係）

年度障がい者スポーツ団体活動支援事業計画書

1 県大会開催費

大会名			
開催日時			
開催場所			
主催者・共催者			
参加人数(選手)			
開催費用 (単位：千円)	費目	金額	積算内訳
	(収入)		
	計		
	(支出)		
	計		

2 九州大会等派遣費

大会名			
開催日時			
開催場所			
主催者・共催者			
参加人数(選手)			
派遣人数 (選手・役員別)			
開催費用 (単位：千円)	費目	金額	積算内訳
	(収入)		
	計		
	(支出)		
	計		

(注) 未開催の場合は、日時・場所等は予定で記入のこと。

3 地域活動支援費

「団体の年間目標」を達成する関連事業の概要			
団体の年間目標			
事業名			
実施日時（時期）			
実施場所			
主催者・共催者			
参加者数 （選手・役員別）			
所要経費 （単位：千円）	費目	金額	積算内訳
	（収入）		
	計		
	（支出）		
	計		

※ 事業が複数ある場合は、本計画書を複数提出のこと。

第4号様式（第4条関係）

収 支 予 算 書

1. 収 入

（単位：円）

項目	予算額	備考
県費補助金		
計		

2 支 出

（単位：円）

項目	予算額	備考
県大会開催費		
九州大会等派遣費		
地域活動費		
計		

第5号様式（第5条関係）

年度障がい者スポーツ団体活動支援事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

大分県障がい者スポーツ協会
会 長 殿

（申請者住所）

（申請者名）

会 長



年 月 日付け大障ス協第 号で補助金の交付決定通知のあった
年度障がい者スポーツ団体活動支援事業について、下記のとおり変更したいので
承認されるよう、障がい者スポーツ団体活動支援事業費補助金交付要綱第4条の規定によ
り申請します。

記

1 変更の理由

以下第1号様式の記の2以下に準じて作成し、変更前と変更後が比較対照できるよう、
変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

年度障がい者スポーツ団体活動支援事業費補助金交付決定通知書

大障ス協第 号
年 月 日

会 長 殿

大分県障がい者スポーツ協会
会 長



年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度障がい者スポーツ団体活動支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、障がい者スポーツ団体活動支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額

(1) 県大会開催費	円
(2) 九州大会等派遣費	円
(3) 地域活動支援費	円
計	円

2 補助条件

(1) 次の要件を満たす事業が実施されること。

ア 共通事項

(ア) 県段階で組織された団体であり、県内障がい者スポーツ競技を統括し、規約に基づき安定した活動が行われていること。

(イ) 基本的に会員の会費により運営が行われていること。

イ 県大会の実施

(ア) 補助対象大会は原則として年1回とする。

(イ) 地域の障がいのある方が参加しやすいように配慮されていること。

(ウ) 補助する県大会は、原則として、障がい児・者30人以上又は4チーム以上が参加する大会であること。ただし、全国障害者スポーツ大会正式競技であり、大分県障がい者スポーツ大会として開催する競技については、この限りではない。

ウ 九州大会等（西日本及び全国規模の大会を含む）の遠征

(ア) 補助対象大会は原則として年1回とする。

(イ) 参加選手及び役員は、適切な方法により選出された大分県代表として参加するのが望ましい。

エ 競技力向上を目的とした練習会の開催や県外への遠征等

(ア) 練習会及び県外遠征等は、競技力向上に資すると判断できる内容であること。

- (イ) 活動年度当初に、団体として掲げる「活動目標」を設定し、目標に則した活動内容であること。
- (ウ) 補助については、原則として年1回とする。
- (2) 補助事業の内容、経費の配分の変更（会長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第5号様式）を会長に報告し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、会長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告し、その指示を受けること。
- (5) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

年度障がい者スポーツ団体活動支援事業費補助金交付請求書

第 号
年 月 日

大分県障がい者スポーツ協会
会 長 殿

(申請者住所)

(申請者名)

会長

印

年 月 日付け大障ス協第 号で交付決定のあった 年度障がい者スポーツ団体活動支援事業費補助金を精算払（概算払）の方法により交付されるよう、障がい者スポーツ団体活動支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

記

補助金交付 決 定 額	既 受 領 額	今 回 請 求 額	残 額	事業完了予定 (完了)年月日	備 考
円	円	円	円		

第 8 号様式（第 10 条関係）

年度障がい者スポーツ団体活動支援事業費補助金実績報告書

第 号
年 月 日

大分県障がい者スポーツ協会
会 長 殿

（申請者住所）

（申請者名）

会長

印

年 月 日付け大障ス協第 号で交付の決定通知を受けた 年度障がい者スポーツ団体活動支援事業について、下記のとおり実施したので、障がい者スポーツ団体活動支援事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

1 事業の効果

（1）県大会の開催

（2）九州大会等の派遣

（3）地域活動の支援

2 事業完了年月日

3 添付書類

（1）補助金精算書（第 9 号様式）

（2）補助事業実績書（第 10 号様式）

（3）収支決算（見込）書（第 11 号様式）

（4）その他会長が必要と認める書類（領収書の写し、大会結果）

第9号様式（第10条関係）

年度障がい者スポーツ団体活動支援事業費補助金精算書

（単位：円）

	対象経費の 支出予定額 A	寄付金 その他の収入 B	差引額 (A - B) C	補助所要額 D	補助交付申請額 E
県大会開催費					
九州大会等派遣費					
地域活動支援費					
計					

年度障がい者スポーツ団体活動支援事業費補助事業実績書

1 県大会開催

大会名			
開催日時			
開催場所			
主催者・共催者			
参加人数(選手)			
開催費用 (単位：円)	費目	金額	積算内訳
	(収入)		
	計		
	(支出)		
	計		

2 九州大会等派遣

大会名			
開催日時			
開催場所			
主催者・共催者			
参加人数(選手)			
派遣人数 (選手・役員別)			
開催費用 (単位：円)	費目	金額	積算内訳
	(収入)		
	計		
	(支出)		
	計		

3 地域活動支援

「団体の年間目標」を達成する関連事業の概要			
団体の年間目標 の達成状況			
事業名			
実施日時（時期）			
実施場所			
主催者・共催者			
参加者数 （選手・役員別）			
開催費用 （単位：千円）	費目	金額	積算内訳
	（収入）		
	計		
	（支出）		
	計		

※ 事業が複数ある場合は、本実績書を複数提出のこと。

第 1 1 号様式 (第 1 0 条関係)

収 支 決 算 書

1 収 入

(単位：円)

項目	精算額	備考
県費補助金		
計		

2 支 出

(単位：円)

項目	精算額	備考
県大会開催費		
九州大会等派遣費		
地域活動費		
計		

第12号様式（第11条関係）

年度障がい者スポーツ団体活動支援事業費補助金の額の確定通知書

大障ス協第 号
年 月 日

会 長 殿

大分県障がい者スポーツ協会
会長



年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度障がい者スポーツ団体活動支援事業実績報告書に基づき、年 月 日付け大障ス協第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定したので、障がい者スポーツ団体活動支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

補助金額の確定額の内訳

(1) 県大会開催費	円
(2) 九州大会等派遣費	円
(3) 地域活動支援費	円
計	円

